6　特定新事業開拓投資事業計画及び特定研究成果活用支援事業計画の認定等

(一)　投資事業有限責任組合は実施しようとする特定新事業開拓投資事業に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができることとし、併せて認定を受けた計画に関し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が債務の保証の業務を行うものとすることとした。（第一七条～第一九条関係）

(二)　特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとし、併せて認定を受けた計画に従って事業者が行う事業に対し、国立大学法人等が資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うものとすることとした。（第二〇条～第二二条関係）

7　事業再編計画及び特定事業再編計画の認定等

(一)　事業者は、実施しようとする事業再編又は特定事業再編に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとした。（第二四条～第二七条関係）

(二)　当該認定を受けた事業再編又は特定事業再編に関する計画に関し、会社法の特例、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証等の措置を講ずることとした。（第二九条～第四九条関係）

8　調査等

政府は、事業者による事業再編の円滑化のために必要があると認めるときは、商品の需給動向、各事業分野が過剰供給構造にあるか否か等に関する調査を行い、その結果を公表することとした。（第五〇条関係）

9　認証紛争解決事業者の認定等

事業再生に係る紛争の認証紛争解決手続を行う認証紛争解決事業者は、事業再生に係る専門的知見等を有すると認める者を手続実施者として選任できる等の要件に適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができることとした。（第五一条関係）

10　設備導入促進法人の指定等

経済産業大臣は、先端設備等の導入の促進のための事業を行うことを目的とする一般社団法人等であって、リース保険契約の引受け等の業務に関し、一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、設備導入促進法人として指定することができることとした。（第六一条関係）

11　特許料等の特例

特許庁長官は、産業競争力の強化に資する一定の技術の分野に属する発明に係る特許出願に係る特許料を納付すべき者等が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度等の要件を満たすときは、特許料等を軽減することができることとした。（第七五条関係）

12　株式会社産業革新機構の設置等

我が国において特定事業活動を推進することを目的とする株式会社産業革新機構の設置等について規定するとともに、政府による出資等の所要の規定を整備することとした。（第七六条～第一〇一条関係）

13　創業支援事業計画の認定等

(一)　市町村は、その実施しようとする創業支援事業に関する計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができることとした。（第一一三条及び第一一四条関係）

(二)　認定を受けた創業支援事業計画に対する、中小企業信用保険法の特例、独立行政法人中小企業基盤整備機構の協力業務等について定めることとした。（第一一五条～第一一七条関係）

14　中小企業承継事業再生計画の認定等

(一)　特定中小企業者及び承継事業者は、共同で、その実施しようとする中小企業承継事業再生に関する計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができることとした。（第一二一条及び第一二二条関係）

(二)　認定を受けた中小企業承継事業再生計画に対する、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例等について定めることとした。（第一二四条及び第一二五条関係）

15　独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、投資事業有限責任組合であって中小企業に対する投資事業を行うものに対する当該投資事業に必要な資金の出資等の業務を行うものとすることとした。（第一三三条関係）

16　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月以内の政令で定める日から施行することとした。

◇不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三三八号）（国土交通省）

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二五年法律第五六号）の施行期日は、平成二五年一二月二〇日とすることとした。

◇不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三三九号）（国土交通省）

1　不動産特定共同事業法施行令の一部改正関係（第一条関係）

(一)　不動産特定共同事業法（以下「法」という。）第二条第三項に定める不動産特定共同事業契約に含まれない契約として規定されていた次に掲げるものを削除することとした。

(1)　法第二条第三項第一号に掲げる契約で業務の執行の委任を受けた株式会社が株主に対する当該株式会社の利益の分配のために締結するものその他契約の締結の態様がこれに類する契約として主務省令で定めるもの

(2)　法第二条第三項第二号に掲げる契約で、出資を行う者が、当該契約の相手方となる他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額を所有する法人その他当該契約の相手方となる他の法人を実質的に支配しているものとして主務省令で定める法人であるもの

(3)　契約に係る権利を表示する証券又は証書が発行されるもので当該証券又は証書が新たに発行される際にその取得の申込みの勧誘につき金融商品取引法又は同法に相当する外国の法令の適用があるものその他契約の締結の態様がこれに類する契約として主務省令で定めるもの

(二)　不動産特定共同事業を営もうとする者が満たさなければならない資本金又は出資の額は、次に掲げるものとすることとした。

(1)　第一号事業を行おうとする法人　一億円（主務省令で定める法人にあっては、二、〇〇〇万円）

(2)　法第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業を行おうとする法人　一、〇〇〇万円

(3)　第三号事業を行おうとする法人　五、〇〇〇万円

(4)　第四号事業を行おうとする法人　一、〇〇〇万円

(三)　特例事業を営もうとする法人が、あらかじめ、その者の氏名を届け出なければならない使用人は、特例事業者の使用人で、事務所の代表者であるものとすることとした。

2　経過措置

この政令の施行前に締結したこの政令による改正前の不動産特定共同事業法施行令第一条第一号、第二号又は第四号に掲げる契約（予約を含む。）については、なお従前の例によるものとすることとした。

3　施行期日

この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年一二月二〇日）から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三四〇号）（防衛省）

1　五五歳を超える防衛省の職員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととした。（第六条の一四の二関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、平成二六年一月一日から施行することとした。